

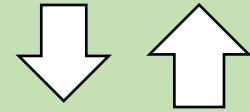
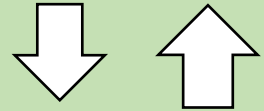
(1) 練馬区の在宅療養推進への助言と提案

ア 関係会議の運営支援および助言と提案

※ 関係会議の全体像

在宅療養推進協議会

- ①設置目的（設置要綱第1条）
高齢者等が在宅で安心して療養ができる体制の構築を医療、介護の関係機関が連携して推進する。
- ②検討事項
- ・練馬区がめざす在宅療養の姿を共有し、在宅療養を推進する上での課題を抽出をする。
 - ・抽出した課題に関する具体的な検討を専門部会に下命する。また、専門部会からの報告を検証し、課題解決に向けた取組等について決定する。
- (課題の例)
- ・在宅療養に係る連携に関すること
 - ・在宅療養に係るサービス提供体制に関すること
 - ・在宅療養に係る啓発に関すること など
- ③開催回数（予定）
年間2回開催（1回あたり1.5時間程度）

**在宅療養専門部会**

- ①設置目的
協議会で抽出された課題（在宅療養全般に係るもの）について詳細の調査・検討を行うとともに、その解決策についても検討する。（検討結果は協議会に報告する。）
- ②検討事項の例
- ・区民への啓発に関すること
 - ・相談体制の充実に関すること
 - ・専門職のネットワークに関すること
 - ・サービス提供体制の充実に関すること など
- ③開催回数（予定）
年間3回開催（1回あたり1.5時間程度）

認知症専門部会

- ①設置目的
協議会で抽出された課題、特に認知症特有の課題について焦点を当て、詳細の調査・検討を行うとともに、その解決策についても検討する。（検討結果は協議会に報告する。）
- ②検討事項の例
- ・認知症にかかる医療と介護の連携強化に関すること
 - ・介護家族への支援に関すること
 - ・認知症への理解と対応に係る普及啓発に関すること など
- ③開催回数（予定）
年間3回開催（1回あたり1.5時間程度）

協議会・各専門部会を通じ、練馬区在宅療養推進事業の策定
（別紙1-2「練馬区在宅療養推進事業（令和6年度～令和8年度）」参照）

委託業者の支援内容

- ・在宅療養推進協議会および在宅療養専門部会における議題への助言・提案
- ・在宅療養推進協議会および在宅療養専門部会において検討された課題や今後の方向性の整理、課題解決に向けた取組の提案
- ・在宅療養推進協議会および在宅療養専門部会の会議概要作成
- ・在宅療養推進協議会および在宅療養専門部会における年間総括報告の作成

イ KPIマネジメント実行支援

委託業者の支援内容

- ・在宅療養推進事業全体について、令和7年3月に厚生労働省より通達された『在宅医療・介護連携事業の手引きver.4』・『在宅医療に必要な連携を担う拠点の整備・運用に関するガイドブック』、現在、厚生労働省で検討を進めている「新たな地域医療構想」にもとづいて実施方針の整理、および実行支援の提案を行う。

ウ 情報提供

委託業者の支援内容

- ・在宅療養に係る情報について、区が相談した際は、適宜情報共有を行う。

(2) 在宅療養に関する調査

ア 在宅医療資源等の現状把握調査の実施

①実施目的

公開データ等を活用して、区内で在宅医療等を提供している医療機関や介護サービス事業者の数等の推移を把握し、他の調査と併せて現状の評価と今後の方向性の検討に活用するため。

②事業概要

- ・区内の病院（病床数など）や在支診数に加え、訪問看護ステーションの数など、区内の在宅医療資源について、年1回の調査およびリストの作成を行う。

委託業者の支援内容

- ・区内の在宅医療資源に関するリストの作成および提出（四半期ごと）
- ・在宅医療資源の増減数および増減割合等の算出

イ 死亡小票分析の実施

①実施目的

練馬区における看取り死（死亡診断書が発行された死亡）の状況を分析することで、在宅療養環境整備の進捗状況を把握し、施策に活かすため。

②事業概要

- ・人口動態調査（死亡票）およびその他小票の分析を行い、区内の看取りの実態把握を行う。
- ・分析後、報告書を作成し、分析結果について在宅療養推進協議会、専門部会および各関係機関への報告資料を作成する。

委託業者の支援内容

- ・区が送付した死亡票ならびにその他小票データの分析
 - ・分析結果報告書の提出および関係団体への報告資料作成
- ※ 分析方法については、区と受託者の協議により決定する
- ※ 分析結果報告書には、分析の結果から導かれる課題および課題解決に向けた取組の提案内容を含む
- ※ 前回作成した死亡小票分析については、練馬区ホームページにて掲載している

（3）在宅療養推進における個別事業に係る企画・運営支援

ア 在宅療養講演会の運営支援

- ①事業目的
- ・在宅でどのような医療・介護が受けられるのかを区民に伝え、看取りや急変時の対応など、本人や家族が望む療養生活や最期について考える機会を提供するため。
- ②事業概要
- ・年間で4回程度開催し、1回の時間は2時間程度を想定している。
 - ・講師は区内の在宅医を予定している。
 - ・講演は、本会場での参加、Zoomでの参加、Zoomを他会場の図書館につなげた同時中継、に加え、講演会の内容を録画し、編集したものをDVDにして後日図書館にて上映する上映会を実施する。
- 委託業者の支援内容
- ・企画・運営サポート（年間で1回を予定）（適宜打合せへの参加）
 - ・実施日の運営補助（年間で1回を予定）（機材支援など）
 - ・講演会本会場でのリハーサル参加（必要時）
 - ・後日上映会用の在宅療養講演会の録画・編集・DVD作成（年間で3回を予定）
 - ・実施結果（成果）報告の作成（今後の課題等の整理を含む）

イ ACP関連事業への支援

- ①事業目的
- ・区民が、もしものときに備えて医療や介護について前もって考え、家族や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有することで、本人の価値観や希望に沿った医療・ケアを実現できるよう支援するため。
- ②事業概要
- （専門職向け）

 - ・医療や介護従事者を対象に、ACPの基礎知識および実践方法を学ぶ勉強会を開催します。勉強会は以下の2部構成で実施します。
 - 基礎編：Web上の動画を視聴し、ACPの基本的な考え方や知識を学びます。
 - 実践編：対面形式でグループワーク等を通じて、実践的なスキルを習得します。実践編は年2回程度開催し、1回あたりの所要時間は約2時間30分を予定しています。
- 委託業者の支援内容
- ・国、都、他区等におけるACPに関する情報提供
 - ・企画や運営サポート（打合せへの参加、実施内容への助言、提案、実施日の運営補助（会場設営）など）
 - ・アンケートの作成支援・実施・検証
 - ・実施結果（成果）報告の作成（今後の課題等の整理を含む）

ウ その他個別事業の企画等への助言

委託業者の支援内容
(3)のアおよびイ以外の個別事業について、区が相談した際は、企画等について適宜助言、提案、情報提供を行う。※ その他の事業については、別紙1ー2「練馬区在宅療養推進事業（令和6年度～令和8年度）」参照